

動物の愛護と管理と科学の関わり

趣旨説明

環境省 動物愛護管理室

動物愛護(保護)管理法の歴史

理念法

□ 動物の保護及び管理に関する法律制定(1973(昭和48)年)

- ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険等の防止
- ・自治体による引取りの義務化
- ・保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」

□ 動物の愛護及び管理に関する法律に改正(1999(平成11)年)

- ・名称と法目的変更(保護→愛護)、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。爬虫類追加。
- ・動物取扱業を届出制

業の規制法

中央省庁再編(総理府→環境省へ移管)(2001(平成13)年)

□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2005(平成17)年)

- ・動物取扱業を登録制、特定動物を許可制、実験動物の配慮(3R)

□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2012(平成24)年)

- ・法目的に「人と動物との共生」を追記。基本原則に動物福祉の「5つの自由」を追加。
- ・動物取扱業の規制強化(犬猫販売業等)、終生飼養、自治体が引き取り拒否可能

犬猫販売業の規制法

動物愛護管理法の目的と基本原則 (抜粋)

目的 (第1条)

愛護

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。

管理

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止する。

— もって「人と動物の共生する社会の実現」を図る。

基本原則 (第2条)

動物愛護

命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないように人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り適正に取り扱うこと。

動物福祉

取り扱う場合は、適切な給餌及び給水、健康の管理、種別、習性等に応じた環境の確保を行う。

・・・アニマル・ウェルフェア {動物福祉} の5つの自由

動物は、「意識(感覚)のあるもの」(sentient beings、西洋)

動物愛護管理法の仕組み

経済動物(非終生飼養)

○実験動物 ○産業動物

愛玩動物(終生飼養)

○家庭動物 ○展示動物

動物愛護管理法

理念法

基本原則、責務、飼養保管基準等(第1~7条、40~41条)

規制法

動物実験(科学研究)・
畜産業関連法律等

○医療品医療機器法
○家畜商法等

動物取扱業の規制
特定動物飼養等の許可
犬・猫の引取り等
(第10~39条)

自治体の事務

※虐待や遺棄は、利用目的にかかわらず、法律で禁止(第44条)

その他、○狂犬病予防法、○家畜伝染病予防法、○化製場法 等

動物愛護管理法における科学的知見活用の例

□ 幼齢の犬猫を親等から引き離して販売して良い時期

本則 生後56日(8週)

附則(経過措置)

改正法施行後3年間(H25.9.1~H28.8.31) 45日

H28.9.1から「別の法律で定める日」※まで 49日

経過措置(法附則第7条)

- ◆ 犬猫販売業者の業務の実態
- ◆ マイクロチップを活用した調査研究の実施等による**科学的知見のさらなる充実**を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着度合い
- ◆ 犬猫等販売業者へのその**科学的知見**の浸透の状況
- ◆ 犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等

以上を勘案し、施行後5年以内に検討し、その結果に基づき、「別に法律で定める日」(※)を速やかに定める。

- ◆ 多くの飼い主の協力を得て、サンプル調査中。(解析結果は今秋の予定)
サーペル教授開発のC-barqという犬の行動解析システムを活用。

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

動物愛護管理の基本的考え方(動物愛護管理基本方針より)

- ✓ 国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別。
- ✓ 個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべき。
- ✓ しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。
- ✓ 動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要。

社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方の形成が必要

万人に共通して適用すべきは、普遍性及び客観性の高いもの

我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの

日本と西洋の違い～動物の捉え方(動物観)

	日本	西洋
動物の呼称	命あるもの	Sentient beings (意識あるもの、感受性のあるもの)
動物の捉え方 (動物観)	共に生きる命 (命はつながり、 循環する)／ 犬畜生 ／ 家族	神が人間の資源として与えた (管理・支配すべき)物／ 家族
動物への配慮の あり方	生きていることを優先し、殺す ことを避ける思想	苦痛を与えないことを優先す る。(生殺与奪は飼い主次第)
法律での配慮の 反映	生かし続けることを飼い主や 事業者に求める (24年改正) (終生飼養の義務づけ等)	苦痛を与えない飼い方と殺し 方を求める (終生飼養の記述はない)
飼い主が飼いき れなくなったら	限界まで飼養／ 放生(遺棄) ／ 行政で引取り(処分・譲渡)	飼い主責任(動物病院等)で 安楽殺 ／ シェルターへ譲渡
法律での主な対 象動物	犬猫等の家庭動物、展示動物 ＜ 終生飼養が前提のもの ＞	産業動物、実験動物、家庭動 物、展示動物、(野生動物)
動物を処分した 後の措置	供養する (様々な施設で慰霊 碑があり、慰霊祭を実施)	なし (殺すときにできる限り、 苦痛を与えない。)

動物愛護管理の課題の検討にあたって必要な視点

科学

- ・動物機械論、Sentient beings (意識ある物)
- ・繁殖学、動物行動学、免疫学等の発達、
- ・アニマルウェルフェアは科学と密接な関わり
- ・基本は、動物にとってどうかで判断。

※科学は普遍性、客観性を裏付ける手段。ただし、その役割は判断のための助言。様々な制約条件の中で、より良い選択肢を提案。

道徳、倫理、生命観、動物観

- ・動物は命あるもの(日本人の伝統的自然観)
- ・殺処分に対する忌避感覚、終生飼養の思想
- ・動物愛護、動物の慰霊と動物福祉の違い

※日本の動物観等に基づいた道徳や倫理。日本と西洋の動物への考え方の違いへの理解が必要。各国の制度はそれぞれの動物観等を基にするので単純には輸入できない。

法律

- ・憲法、民法、動物愛護管理法・・・
- ・法体系上、動物は物(権利の客体)
- ・社会規範のない中での法規制の妥当性

※憲法で保障された自由権(営業の自由)と動物取扱業への公共の福祉の観点からの規制のバランス、動物虐待を行う飼い主からの動物の没収保護と財産権侵害とのバランス等。

生活、経済

- ・安全な国民生活の確保(公衆衛生確保、人の生命・身体・財産や生活環境の被害の防止)
- ・関係者の生業の維持(生活権?)・経済活動
- ・One Welfare (人間の福祉と動物の福祉の問題解決を同時に行う)
- ・大規模災害への備えと発災時の対応

※限られた財源の中で優先順位をどうするか。

本日のシンポジウムの進行

基調講演

- ジェームス サーペル(ペンシルベニア大学教授)
「Behavior and Behavior Problems in Dogs: What We Can Learn from Internet Surveys.」(イヌの行動、そして問題行動; インターネット調査で私たちが知ることは)
- 菊水 健史(麻布大学教授)
「幼齡期環境による行動変化の科学的検証」

パネルディスカッション

「人と動物が共生する社会の実現に向けて科学が果たす役割と課題」

コーディネーター: 西村 亮平(東京大学教授)

パネリスト : ジェームス サーペル(ペンシルベニア大学教授)

菊水 健史(麻布大学教授)

渋谷 寛(弁護士、司法書士)

新島 典子(ヤマザキ学園大学准教授)

則久 雅司(環境省動物愛護管理室長)